

新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い等 に係る検討の方向性

令和 7 年 11 月
事 務 局

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い
- ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い
- ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い
- ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

本日取り扱う内容

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

- ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項
- ② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項
- ③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項
- ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方
- ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し
- ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

本日取り扱う内容

【検討事項①】ワイヤレス固定電話の提供地域を限定する規律の緩和の在り方

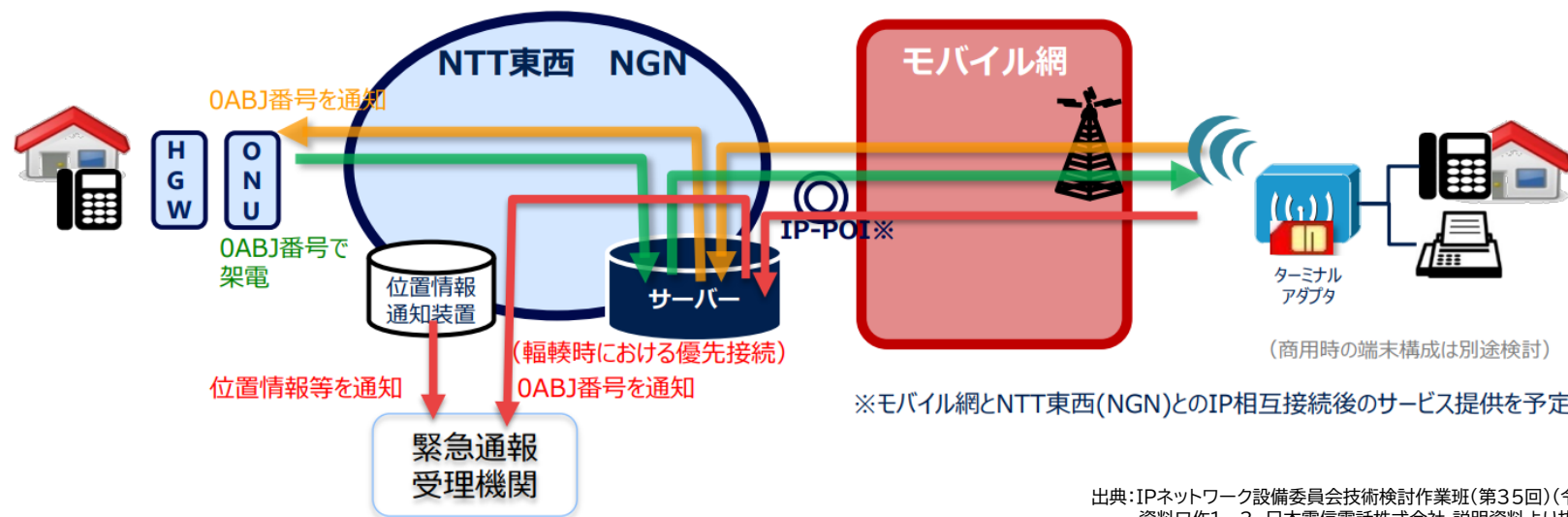
- ・ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（令和 7 年 2 月 3 日）では、NTT東西のワイヤレス固定電話について、現行制度上、サービスの安定的な提供等を確保する観点から不採算地域に限定されているが、
 - ・ 提供地域を拡大してもサービス提供に必要なモバイル網の利用が不安定になるとは考えにくいこと
 - ・ メタル回線設備の縮退の促進にも資すること等から、提供地域を不採算地域に限定する規律は見直すことが適当とされたところ。
- ・ 当委員会でも、NTT東西から、メタル固定電話の代替サービスとなるワイヤレス固定電話を全国で提供できるよう、早急に提供地域の要件の撤廃を求めるとの意見が表明された一方で、他事業者からは、光の利用促進の観点から、ワイヤレス固定電話の提供エリアは引き続き限定すべきとの意見が表明されたところ。
- ・ これらの意見のほか、NTT東西の固定電話サービスに関して、自ら設置する電気通信設備を用いることを原則としているNTT法の趣旨や、メタル回線設備から光・モバイル回線への円滑な移行について検証する「固定電話サービス移行円滑化委員会」における議論も踏まえつつ、上記最終答申の趣旨に沿って引き続き検討することとしてはどうか。

- ワイレス固定電話は、携帯電話網を活用した固定電話サービスであり、ユニバーサルサービスとしてNTT東西が現在提供中。

	NTT東西
サービス名	ワイレス固定電話
開始時期	2024年4月1日
月額料金（税込み）	1,760円※

※住宅用、1級及び2級取扱所の金額

<ネットワーク概要図>



【検討事項②】モバイル網固定電話の技術基準等の在り方

- ・ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（令和7年2月3日）では、
 - ・ モバイル網固定電話は、基本的に全国で、NTT東西のメタル固定電話より低廉な料金で利用可能であり、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供と、電話単体利用を希望するメタル固定電話の利用者の移行先を併せ確保する観点から有効なサービスと考えられること
 - ・ 電話のユニバーサルサービスの要件として、メタル固定電話と同水準の技術基準を課す必要性は低下しつつあるため、モバイル網固定電話固有の技術基準として、通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通話品質、緊急通報（※）等が確保できる水準を検討し、それを課せば足りると考えられること

から、現在MNO各社が提供するモバイル網固定電話を、電話のユニバーサルサービスに位置付けることが適当とされている。

（※）緊急通報については、総務省において、モバイル網固定電話の普及状況を見極めつつ、「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名が通知される機能」が、普及段階に実装が確実に実現するように検討を進めることが適当とされた。

- ・ これを受け、当委員会でも以下の方向性を確認し、最終答申の内容の具体化を図ってきたところ。

【技術基準検討に当たっての基本的考え方】

メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しながらも、

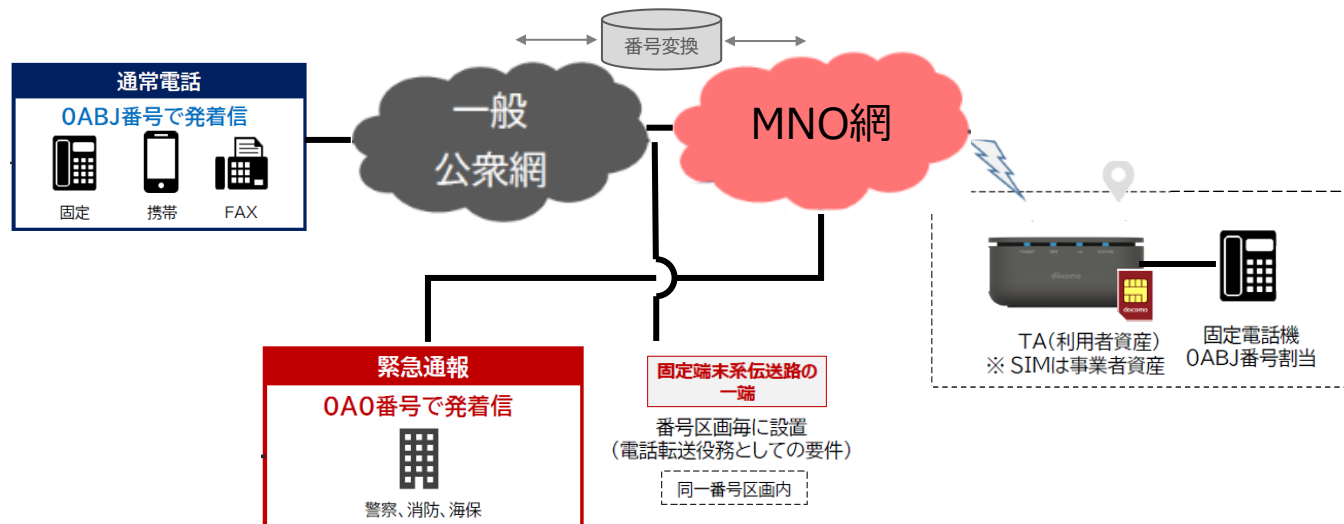
- ① 従来の**メタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていないこと**や、
- ② 本サービスが各社の創意工夫によって**比較的低廉に既に提供されているサービス**であること、さらには、
- ③ 緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である**不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要**がある。

- ・ 当委員会でも、NTT東西から、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスと位置付けてほしいとの意見が再度表明された一方で、他事業者からは、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるに当たり、現行サービスの技術水準を踏まえた技術基準を設定すべき旨及びその提供エリアは限定すべき旨の意見が表明されたところ。
- ・ 技術基準等の検討を進めるIPネットワーク設備委員会モバイル網固定電話作業班や電気通信番号政策委員会での議論も踏まえつつ、緊急通報の在り方を含め、上記最終答申の趣旨に沿って引き続き検討することとしてはどうか。
- ・ また、モバイル網固定電話の提供区域については、複数のMNOが現に提供していることを踏まえ、基本的には制限を設けないこととしつつ、NTT東西が卸を受けて提供する場合については、ワイヤレス固定電話と同様、自ら設置する電気通信設備を用いることを原則としているNTT法の趣旨や「固定電話サービス移行円滑化委員会」における議論も踏まえつつ、引き続き検討することとしてはどうか。

- モバイル網固定電話は、携帯電話網を活用した固定電話サービスであり、MNO各社が現在提供中。
- NTT東西は、固定電話サービスのメタルから光・モバイルを用いたサービスへの移行に当たり、メタル固定電話の代替サービスとして、卸提供を受けてモバイル網固定電話を提供することを要望。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
サービス名	homeでんわ	ホームプラス電話	うちのでんわ
開始時期	2022年3月29日	2014年12月17日	2017年7月5日
月額料金（税込み）	1,078円～	1,463円	1,078円～

<ネットワーク概要図>



【検討事項③】ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のサービスの性質を踏まえたユニバーサルサービスとしての範囲の在り方

- ・ 情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（令和 7 年 2 月 3 日）では、
 - ・ 光ファイバの未整備世帯については、整備・維持に多大な費用を要することが想定されるため、モバイル網では、4 G・5 Gともに今後もエリアカバーの更なる拡大が見込まれていること等を踏まえ、無線を積極的に活用し、光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持を図ることが適当
 - ・ 上記の観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）についてユニバーサルサービスに位置付けることが考えられる一方で、技術的な特性上、時間と場所により通信の品質が安定しない場合があることから、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供を確保する必要性が高い地域である未整備地域等に限定することが適当とされた。
- ・ 当委員会でも、NTT東西から、最終保障提供責務の導入に伴う国民負担軽減の観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバーサルサービスに位置付けることに賛同との意見が表明された一方で、他事業者からは、その提供範囲は光ファイバ未整備地域等に限定すべきとの意見が表明されたところ。
- ・ また、デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）（令和 5 年12月26日閣議決定）においては、政府の方針として、光ファイバの全国での世帯カバー率を令和 9 年度末までに99.9%とすることを目指すとされている。
- ・ 以上を踏まえ、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、光ファイバ整備の目標時期を経過する令和10年度を念頭に、光ファイバの未整備地域においてユニバーサルサービスとする方向で検討を進めることとしてはどうか。

- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、携帯電話網を活用したブロードバンドサービスであって、固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線（携帯電話網）を用いて提供するもの。MNO各社が現在提供中。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	楽天
サービス名	home 5G	auホームルーター 5G	Softbank Air	Rakuten Turbo
開始時期	2021年8月27日	2021年8月6日	2021年10月18日	2025年1月23日
月額料金（税込み）	5,280円～ ※端末代 別途73,260円	4,950円～ ※14ヶ月目以降 5,500円	5,368円～ ※端末代 別途71,280円	4,840円～ ※製品代 別途41,580円
下り名目速度	4.2Gbps（5G） 1.7Gbps（LTE）	4.2Gbps（5G）	2.7Gbps（5G） 838Mbps（LTE）	非公表

（参考）ブロードバンドのユニバーサルサービスに適用される品質基準は、FTTH、CATV、ワイ固BB（専用型）とも、国際的な標準に適合するものとして、制度上、名目速度（下り）30Mbpsで統一されている。

○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（第二号基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条の三 法第七条第二号の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）であつて、その下り名目速度（端末系伝送路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。第四十条の七の二において同じ。）が毎秒三〇メガビット以上のものとする。

※ 「次に掲げるもの」として、FTTH、CATV、ワイ固BB（専用型）が列举されている。

○ 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）

（第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備）

第三十六条の十 電気通信事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備における名目速度（電気通信事業法施行規則第二十七条の五第一項第五号の二に規定する名目速度をいう。第四十五条において同じ。）に関し、国際的な標準に適合させなければならない。

【検討事項④】NTT東西が卸電気通信役務としてモバイル網を活用したサービスを提供する場合の制度上の扱い

- ・ NTT法は、全国津々浦々の線路敷設基盤を死蔵させずに有効活用を図ることや、ユニバーサルサービスの安定的な提供を確保すること等を担保するため、NTT東西に対し、自ら設置する電気通信設備を用いて行うことを原則として義務付けている（自己設置要件）。もっとも、「地域電気通信業務」（ユニバーサルサービスとしての電話・ブロードバンドが含まれる）の適切かつ安定的な提供を確保するために必要があると認められるときは、総務大臣の認可を受けて、例外的に、自ら設置する電気通信設備以外の設備を用いることができることとされている。
- ・ 今般、モバイル網固定電話などのモバイル網を活用したサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けることとする場合、NTT東西がMNOからサービスの卸提供を受けて提供するときには、モバイル網はNTT東西が自ら設置するものではないため、上記「自己設置要件」との関係が問題となるが、
 - ・ NTT東西によるモバイル網の活用は、ユニバーサルサービスの効率的な提供を実現するために必要であること
 - ・ モバイル網の設置者は、電波法に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の下で、計画的に基地局を設置しながら事業を展開しているMNO 4社に事実上限定されることから、NTT東西が「地域電気通信業務」を営むに当たってモバイル網を活用することは、適切かつ安定的な提供を確保するために必要があるものとして整理していくことを基本としつつ、【検討事項①～③】における提供地域の扱いの検討とあわせて、引き続き検討していくこととしてはどうか。
- ・ また、NTT東西がMNOからサービスの卸提供を受けて提供するモバイル網を活用したサービスであって、自己設置要件の例外として位置付けられるものを含め、MNOから卸提供を受けて提供されるモバイル網を活用したサービスについては、基礎的電気通信役務台帳にユニバーサルサービスとして掲載できるよう、登録・届出制度を整備する方向で検討していくこととしてはどうか。

NTT東西は、メタル加入電話の代替サービスとして、

- ・ 光回線電話／ひかり電話
- ・ ワイヤレス固定電話
- ・ モバイル網固定電話

(卸提供を受けて提供することが制度的に可能となった場合)

を提供していくことを予定

⇒ 原則として、自主的に代替サービスが提供される限り、
最終保障提供責務は生じない

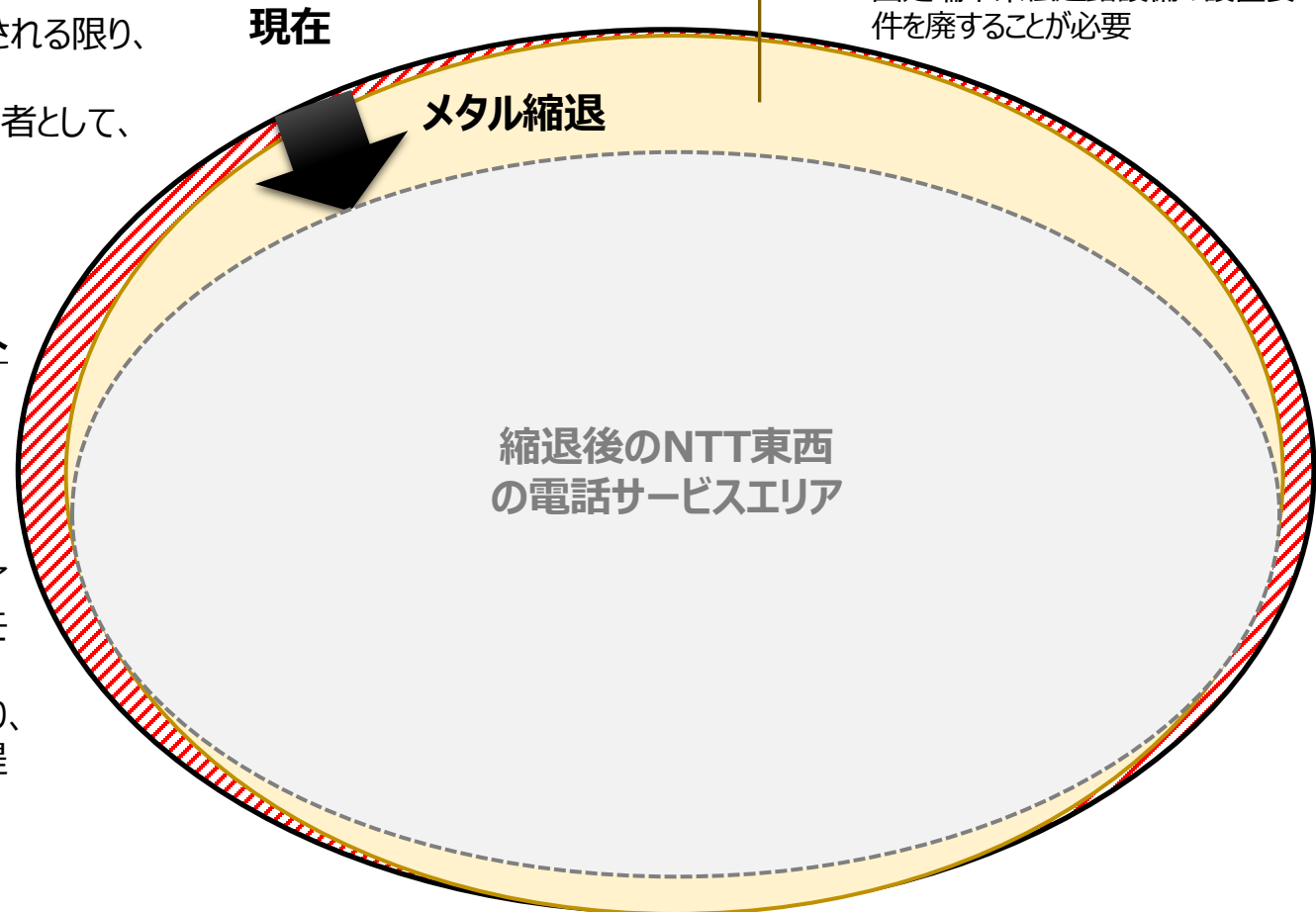
⇒ これにより生じる赤字については、適格事業者として、
交付金により補填可能



**実際にメタル設備を撤去した場所において、光
ファイバ未整備、かつ、モバイルサービスエリア外
である場合は、最終保障提供責務が生じうる**
(図の  部分)

⇒ もっとも、

- ① 2028年度頃から開始する段階的なサービス移行において、当該エリアの移行が完了するまでの間は、光ファイバ未整備、かつ、モバイルサービスエリア外である場合には、メタル加入電話の提供が継続される予定であり、
- ② 電話の既存利用者には代替サービスが提供されていることから、
最終保障提供責務の発生は、段階的なサービス移行において、当該エリアの移行が完了した以降、主に電話の新規利用者から提供の求めがあった場合に限られると想定される



モバイルサービスエリア

≡ MNOによってモバイル網固定
電話が提供可能な地域

※両エリアが、大きな追加負担なく同程
度となるためには、番号制度における
固定端末系伝送路設備の設置要
件を廃することが必要

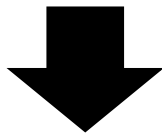
現在

メタル縮退

縮退後のNTT東西
の電話サービスエリア

NTT東西を始めとした数多くの事業者が、ユニバーサルサービスとしてブロードバンドサービスを提供

- ⇒ 各者が自主的にブロードバンドサービスを提供する限り、最終保障提供責務は生じない
- ⇒ これにより生じる赤字については、適格事業者に手を挙げた場合には、交付金により補填可能

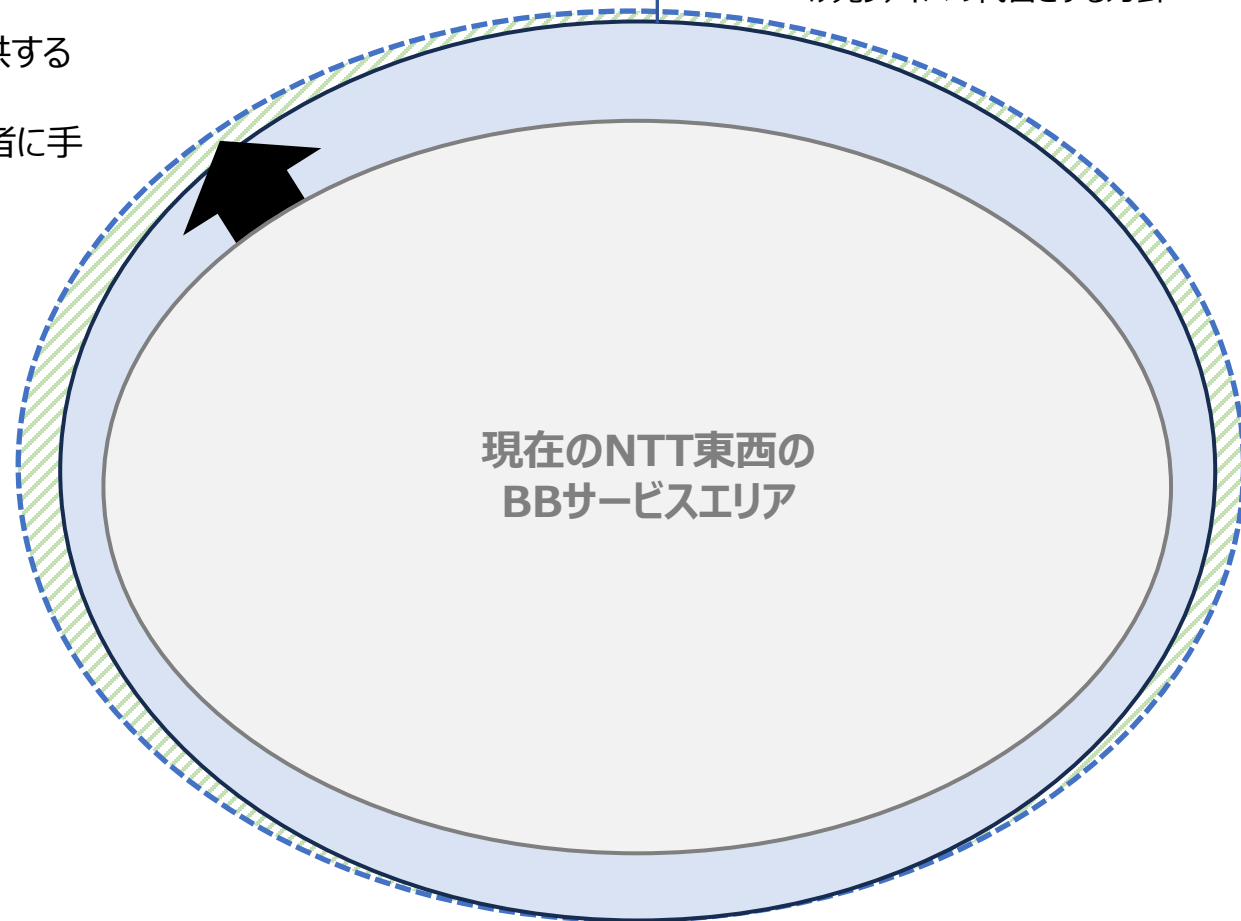


光ファイバが未整備であり、かつ、モバイルサービスエリア外である場合は、最終保障提供責務が生じうる
(図の  部分)

モバイルサービスエリア

≡ MNOによってワイ固BB（共用型）が提供可能な地域

※令和9年度末までは光ファイバ整備を政策的に優先し、令和10年度以降、未整備地域に限りユニバとして位置付け光ファイバの代替とする方針



【検討事項⑤】最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方に関する基本的な考え方

- ・ 電話とブロードバンドでは、NTT東西に現在課せられている責務の内容やサービスの提供状況に鑑みれば、最終保障提供責務が生じる状況が異なることを踏まえ、それぞれの状況に応じた制度を検討していくこととしてはどうか。
- ・ 具体的には、以下の点を踏まえつつ、制度を検討していくこととしてはどうか。
 - ・ 電話については、現在NTT東西が「あまねく提供責務」を負って全国的に提供されていることや、今後も、NTT東西がメタル回線設備の縮退に伴って代替となる固定電話サービスを提供することで電話のユニバーサルサービスを維持する方針であること
 - ・ ブロードバンドについては、現在NTT東西に「あまねく提供責務」は課されておらず、光ファイバの未整備地域が存在していることや、今後も、ブロードバンド環境の全国整備を推進していく必要があること
- ・ 最終保障提供責務は、電気通信事業者が経営上の理由があっても電話・ブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する責務を課すものであることを踏まえれば、最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字については、必要十分かつ合理的な水準の額を交付金により補填することを基本として検討していくこととしてはどうか。
- ・ その際、現行制度に基づく電話・ブロードバンドの交付金制度に関するワーキンググループにおける議論の状況も踏まえ、整合的かつシームレスな制度となるよう連携を図ることとしてはどうか。

【検討事項⑥】最終保障電気通信役務の交付金の支援対象及び算定方法

- ・【検討事項⑤】の基本的考え方を踏まえ、最終保障電気通信役務の提供に要する費用には、光ファイバ等の整備費（減価償却費）と維持費を対象とすることを基本に検討していくこととしてはどうか。
- ・その際、国又は地方公共団体の補助金や加入光ファイバに係る接続料との関係で、光ファイバの整備費や維持費について、実質的に二重のコスト回収となることがないように留意しつつ、その詳細について検討していくこととしてはどうか。
- ・また、「必要十分かつ合理的な水準の額」とすることを基本とする考え方の下、「必要十分」な水準として、最終保障電気通信役務の提供に実際に要した費用から実際に得られた収入を差し引いた額（収入費用方式）を基本とし、かつ、「合理的な」水準として、実際に要した費用の中に非効率と認められるコストがあるときは、当該コストを控除できる仕組みとすることを基本に検討していくこととしてはどうか。
- ・その具体化に当たっては、【検討事項⑤】の基本的考え方を踏まえ、現行の電話及びブロードバンドの交付金制度とのシームレスな接続が図られるよう考慮しつつ、ワーキンググループにおける議論の状況も踏まえながら検討を進めていくこととしてはどうか。

<第一種適格電気通信事業者>

① 適格電気通信事業者・担当支援区域の指定（法第108条）

- 1) 電話ユニバの提供の業務に関する収支状況等を公表していること
- 2) 電話ユニバを提供するため電気通信設備の増設等が必要となる場合、公表していること
- 3) 指定を受けようとする単位区域に他の適格電気通信事業者がないこと
- 4) 指定を受けようとする単位区域が総務省令で定める基準に適合すること

- ・固定電話
⇒ 収支の計算方法の検討も踏まえつつ、都道府県又は市区町村単位とする方向で検討
- ・公衆電話
⇒ 都道府県単位とする方向で検討
- 以下の方向で検討
- ・固定電話
⇒ 市区町村単位の世帯カバー率について、複数の電気通信事業者が適格事業者としての資格を備える水準とする
- ・公衆電話
⇒ 都道府県ごとに設置基準及び設置台数を充足すること

② 第一種交付金の交付（法第107条第1号）

- 1) 全ての担当支援区域における収支が赤字と見込まれること
- 2) 前年度の電話ユニバ全体の収支が赤字であること（この赤字額が交付金の上限額）

<NTT東西>

① 総務大臣の確認（法第108条の2）

- 1) 担当支援区域外で提供する最終保障電話ユニバの収支状況等を公表していること
- 2) 担当支援区域外で提供する最終保障電話ユニバのための電気通信設備の接続約款を定め、公表していること

② 第一種交付金の交付（法第107条第2号）

担当支援区域外で提供する最終保障電話ユニバ全体の収支が赤字と見込まれること

【検討事項⑦】電話の担当支援区域の単位

- ・ 複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保という制度の趣旨を踏まえ、電話についても、複数の電気通信事業者が交付金の交付を受けてユニバーサルサービスを提供しうるものとして、新たに「担当支援区域」の仕組みを導入することとしている。
- ・ 複数の電気通信事業者により固定電話のユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨をより一層推進する観点からは、一般的には、担当支援区域の単位を細分化する方向が望ましいと考えられる。
- ・ その一方で、【検討項目⑤】の基本的考え方とおり、NTT東西が現状全国的に提供している中で、今後とも不採算地域も含め固定電話のユニバーサルサービスを維持する方針を示していることも踏まえれば、後述のブロードバンドとは異なり、「町字」単位での設計をするまでの必要性はないのではないかと考えられる。
- ・ また、固定電話サービスの収支は制度上、全国単位を基本としてきたところ、新たに担当支援区域の仕組みを導入することに伴って、担当支援区域ごとの収支を算定する方法等についても検討課題となると考えられ、単位の違いが交付金制度の手続の効率性に影響を与えるかどうかなどの観点からも、「担当支援区域」の単位を検討していく必要がある。
- ・ 以上を総合すれば、固定電話の担当支援区域の単位については、交付金算定の基礎となる収支の算定方法に関する今後の検討や適格事業者となりうる電気通信事業者の動向等も踏まえつつ、「都道府県」又は「市区町村」のいずれかとする方向で検討を進めていくこととしてはどうか。
- ・ なお、公衆電話については、もっぱらNTT東西のみが提供するユニバーサルサービスとなる見込みであることから、担当支援区域の単位については、現行の設置基準の単位である「都道府県」を軸に、検討を進めていくこととしてはどうか。

【検討事項⑧】電話の適格事業者の指定基準の在り方

- 電話に関しては、NTT東西に対してあまなく提供責務が課せられており、適格事業者には、その業務区域のある都道府県において不採算地域を含めて100%の世帯カバーが義務付けられていた。
(参考:現行の電話の交付金制度における指定基準)
 - 固定電話(加入電話、光IP電話、ワイヤレス固定電話):都道府県の全世帯数に占める提供可能な世帯数の割合が100%であること
 - 公衆電話:都道府県における公衆電話機の設置状況が設置基準(市街地1km²、それ以外2km²に1台)及び設置台数の基準に適合していること
- 新たな制度の施行後、適格事業者は指定を受けた担当支援区域内で最終保障提供責務を負うこととなるところ、適格事業者には、他の電気通信事業者の負担金を原資とする交付金を受けてユニバーサルサービスを提供する事業者として、事業を安定的かつ継続的に提供することが求められるため、その指定の基準として、一定程度のサービスエリアを有していることを引き続き求めることが適当である。
- そこで、固定電話については、複数の電気通信事業者により固定電話のユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨をより一層推進する観点から、担当支援区域の単位ごとに、事業の安定的な運営を確保することを求めつつ、複数の電気通信事業者が適格事業者としての資格を備える水準とする方向で検討を進めていくこととしてはどうか。
- 公衆電話については、もっぱらNTT東西のみが提供するユニバーサルサービスとなる見込みであり、事実上、一者による安定的な提供が求められることから、現行の設置基準と同等の水準とする方向で、検討を進めていくこととしてはどうか。

<第二種適格電気通信事業者>

① 支援区域（特別支援区域）の指定（法第110条の2）

1) BBユニバの提供確保が著しく困難なものとして、次のいずれかに該当すること。

- ・ 単位区域における収支が総務省令で定める額（現行は11,790円／月）以上の赤字
- ・ 地理的条件その他の総務省令で定める事項が総務省令で定める場合に該当（現行は公設地域と未整備地域）

（ユニバ化した後は）
MNOのワイ固BB（共用型）はこれに該当

引き続き、「町字」単位とする方向で検討

2) 単位区域において現にBBユニバ（総務省令で定める規模（現行は50%）を超える回線設備を設置して提供するものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるもの）を提供している事業者（総務省令で定める期間（現行は1年）を超えて継続提供している者に限り、業務区域の減少により当該単位区域から退出する者その他総務省令で定める者を除く）の数が1以下であること

（ユニバ化する際には）
ワイ固BB（共用型）の扱いについて、政策目的に照らし引き続き検討（例えば、公設光ファイバの民間移行促進のため除外するべき等）

② 適格電気通信事業者の指定（法第110条の3）

- 1) BBユニバの提供の業務に関する収支状況等を公表していること
- 2) 申請支援区域について、他の適格電気通信事業者が担当支援区域の指定を受けていない区域が存在すること
- 3) 申請支援区域において提供するBBユニバが総務省令で定める規模（現行は10%）を超える回線設備を設置して提供するものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに該当すること

（ユニバ化した後は）
MNOのワイ固BB（共用型）はこれに該当

なるべく多くの電気通信事業者が、適格事業者としての資格を備えうる水準とする方向で検討

③ 第二種交付金の交付（法第107条第3号）

全ての担当支援区域におけるBBユニバ（②の3の要件に該当するBBユニバを総務省令で定める期間（1年）を超えて継続提供している者に限る。）の収支が赤字と見込まれること

<NTT東西>

① 総務大臣の確認（法第110条の4）

担当支援区域外で提供する最終保障BBユニバの収支状況等を公表していること

② 第二種交付金の交付（法第107条第4号）

担当支援区域外で提供する最終保障BBユニバ全体の収支が赤字と見込まれること

【検討事項⑨】ブロードバンドの担当支援区域の単位

- ブロードバンドについては、不採算地域において、ブロードバンドの提供に係る電気通信設備の維持費用が負担となり、その提供の確保が課題となっている状況を踏まえ、現行制度においては、不採算地域におけるブロードバンドの提供に係る維持費用を支援すべく、ブロードバンドの提供により生じる事業者の赤字の一部を交付金により補填している。また、現行の交付金制度には、【検討事項⑤】の基本的考え方のとおり、未整備地域の解消等の副次的な政策目的も含まれている。
- こうした目的の下、交付金の交付に当たっては、「支援区域」として赤字が見込まれる区域等を総務大臣が指定した上で、当該支援区域ごとに交付金の原価を算定している。具体的には、①事業採算性が通常見込めず、②（不採算が推定される）競合事業者が他にいない区域を、支援が必要な区域として総務大臣が指定することとしている（※）が、この指定の単位について、仮に都道府県や市町村単位で指定を行った場合、大半が複数事業者の存在を理由として支援区域から外れること等により、交付金制度の目的が達成されないおそれがあることから、現行制度上は「町字」としている。

（※）現行制度上、①に対応するものとして「単位区域（町字）」においてブロードバンドサービスを提供する場合の通常見込まれる収支が赤字であること等を、②に対応するものとして「単位区域（町字）」において現にブロードバンドサービスを提供する事業者（電気通信回線設備の設置規模が50％超）が一者以下であることを、それぞれ要件としている。なお、②の要件を設けることについては、交付金により特定の事業者のみを支援することは競争中立性を阻害するおそれがあることも理由としている。
- 最終保障提供役務に対する交付金制度における支援区域の単位について、仮に都道府県や市区町村などの単位にした場合は、単位区域内での黒字エリアが赤字エリアの赤字分を補填することにより、支援区域の指定要件を欠くこととなるエリアが増加すると想定される。その場合、第二種適格電気通信事業者に対する最終保障提供役務に係る交付金の総額は減少する方向となり、当該エリアでの最終保障提供責務は、地域会社としてのNTT東西が担うこととなると見込まれる。
- 一方、担当支援区域の単位を細分化するほど、赤字エリアを重点的に交付金制度により支援が可能となるほか、その区域で交付金を受けて最終保障提供役務を提供する事業者が責務を負う範囲も狭くなる。
- 新たな制度の施行後も、光ファイバ等のブロードバンド環境が未整備の地域等が存在することが見込まれる中、複数の電気通信事業者によってブロードバンドのユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨を速やかに実現する観点からは、支援区域の単位を細分化する方向が望ましいと考えられることから、ブロードバンドの担当支援区域の単位については、現行制度と同様、「町字」を軸に検討を進めていくこととしてはどうか。

【検討事項⑩】ブロードバンドの支援区域の指定基準の在り方

- ・【検討事項⑨】で述べたとおり、ブロードバンドの交付金制度は、不採算地域におけるブロードバンドの提供維持や未整備地域の解消といった政策目的に沿うものとするため、不採算地域であることを推定する要件として、また、特定の事業者のみを支援することで競争中立性を阻害しないようにする観点からも、「競合事業者」が他にいない区域であることを要件の一つとしている。
- ・この点、情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」（令和7年2月3日）においては、支援区域の指定に当たって、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバーサルサービスに位置付ける場合には、その提供者を「競合事業者」としてカウントすることにより支援区域が大幅に狭まる場合には、未整備地域の解消等に支障が生じるおそれがあること等から、「競合事業者」として扱わないことが適当であるとされている。
- ・今後、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がユニバーサルサービスに位置付けられた場合には、「競合事業者」に、一定以上の割合をカバーしているワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供事業者も原則として含まれることになる。
- ・その上で、上記最終答申を踏まえ、例えば、①既に適格事業者としての指定を受けてブロードバンドサービスを提供している区域においては、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）が提供されているエリアであっても当該適格事業者の投資コスト回収の予見可能性を確保するため継続して支援区域とする、②赤字の公設光ファイバ等の存在する区域について、その民間移行を促進する観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）が提供されているエリアであっても光ファイバ等を譲り受けて運営する電気通信事業者を交付金により支援可能とするなど、政策目的を達成するために必要な場合には、例外的に、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を「競合事業者」に含めない方向で検討を進めていくこととしてはどうか。

【検討事項⑪】ブロードバンドの適格事業者の指定基準の在り方

- 第二種適格電気通信事業者には、他の電気通信事業者の負担金を原資とする交付金を受けてユニバーサルサービスを提供する事業者として、サービスを安定的かつ継続的に提供することが求められるため、その指定の基準として、一定程度のサービスエリアを有していることを求めている。
- 具体的には、ブロードバンドについては、電話と異なり、これまでユニバーサルサービス責務を担う者がいなかったため、交付金の対価として全世帯カバーを義務付けると、自ら申請して第二種適格電気通信事業者となる者が現れず、未整備地域の解消等が進まないことが懸念されたことから、第二種適格電気通信事業者としてのサービスの安定的な運営を最低限確保するに足りる基準として、担当支援区域ごとの電気通信回線設備の規模について10%超としている。

(参考: 現行のブロードバンドの交付金制度における適格事業者(特別支援区域)の指定基準)

- ブロードバンド(FTTH、CATV、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)): 単位区域(町字)ごとの電気通信回線設備の規模が10%超
- 光ファイバが未整備の地域が現に存在する中、複数の電気通信事業者によってブロードバンドの整備を進めつつ、ユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨を速やかに実現する観点からは、第二種適格電気通信事業者の交付金制度においても、未整備地域におけるブロードバンドの整備・維持に重点を置いた制度とすることが適当である。
- そのため、第二種適格電気通信事業者の指定基準としては、引き続き、サービスの安定的な運営を確保するための最低限の水準とすることを基本としつつ、MNO各社が提供するワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を新たにユニバーサルサービスに位置付けることも想定して、担当支援区域の単位ごとに、MNOのほか、電力系事業者やCATV事業者などなるべく多くの電気通信事業者が、第二種適格電気通信事業者としての資格を備える水準とする方向で検討を進めていくこととしてはどうか。